新座市新型インフルエンザ等対策本部会議(第63回)

日時:令和5年4月24日(月)

午前9時~

場所:庁議室

次 第

- 1 開 会
- 2 議 題
 - (1) 新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う市の対応について
 - (2) 新型コロナウイルス感染症に係る国の交付金を活用した市独自の対策について
- 3 その他
 - 2023年度の追加接種のスケジュールについて
 - ・ 高齢者等の春開始接種について
 - ・ 生後6か月以上4歳以下の者への新型コロナワクチン接種について
 - ・ 新座市新型インフルエンザ等対策本部の廃止について
- 4 閉 会

新型コロナウイルス感染症 5類移行後の市の対応について

A コロナ前に対応を戻す事項

所属名	変更前 (5/7 まで)	変更後 (5/8 以降)
人事課	・主に以下4点について「服務対応マニュア	・「服務対応マニュアル」を廃止する(一部継続)。
	ル」を作成した。	
	①新型コロナに関する休暇の取扱い	① 廃止 *
		※ 当該休暇は、当初、国の指針に沿って設
		けたため、廃止する場合も国の指針に合わ
		せる。
		ただし、現時点で国から指針は示されて
		いないため、詳細が分かり次第通知する。
	②健康管理(手指消毒やマスク着用等の基	②廃止(個人の自主的な感染対策に努める)
	本的な感染対策の徹底、昼食休憩の注意、	
	自身の体調管理、会食の自粛)	
	③その他(職員の新型コロナ感染の公表方	③ 廃止
	法)	
	・コロナ対策推進員(各所属長)を設置する。	・コロナ対策推進員(各所属長)を廃止する。
	・会食(歓送迎会、懇親会等含む)の実施は	・会食(歓送迎会、懇親会等含む)は、感染対策

所属名	変更前(5/7 まで)	変更後 (5/8 以降)
	以下4点に注意する。	を徹底の上、個人の判断に委ねる。
	①職務に支障のない範囲	
	②大人数は控える。	
	③長時間を避け大声は出さない。	
	④会話する際はマスク着用を徹底する。	
	・窓口ルールを策定する。主な項目は以下4	・窓口ルールを廃止する。
	点。	
	①窓口等の応対(窓口及び相談時間は1回	①廃止
	15分目安、窓口はビニールカーテン越し	
	の対応、相談の場合30分毎に約5~10	
	分換気、相談の場合アクリル板越しで斜め	
	向かいで対応)	
	②マスクを着用していない来庁者の対応	②来庁者のマスク着用は、来庁者の判断に委ね
		る。
	③窓口備品等の除菌(除菌タイム含む)	③廃止
	④来庁者に対する手指消毒実施の徹底(消	④管財契約課と縮小の方向で調整(在庫の範囲
	毒液の設置)	内で対応し、なくなり次第廃止)
	・職員の陽性者数を市HPに公表する。	・職員の陽性者数の市HP公表は廃止する。
	・議員へ職員の陽性者数の情報を提供する。	・議員へ職員の陽性者数の情報提供は廃止する。
	・昼食休憩時の感染拡大防止として、臨時職	・黙食のポスターは撤去する(ただし、職員休憩

所属名	変更前(5/7まで)	変更後 (5/8 以降)
	員休憩室に黙食のポスターを掲示する。	室のアクリル板は残す可能性あり。)。
	・食後の歯みがきの注意喚起として、一部の	・食後の歯みがきの注意喚起のポスターを撤去す
	職員用化粧室にポスターを掲示する。	る。
管財	・喫煙所閉鎖	・開放(ただし、脱臭設備の保守点検実施後から)
契約課	・職員用事務机パーテーション設置	・撤去
	・各課への手指消毒液配布	・廃止(希望課には在庫の範囲内で配布し、その
		後は必要に応じて各課の消耗品費で購入)
	・本庁舎執務室のセキュリティ扉の開放	・廃止(セキュリティ再開)
	・第二庁舎の窓開放	・廃止(各課の判断での換気を妨げない)
	・来庁者待合スペースの席の間隔を空ける。	・廃止
地域活動	【集会所(ふれあいの家を含む。)】	【集会所(ふれあいの家を含む。)】
推進課	・利用制限(飲食を伴う活動の利用禁止、対	・利用制限を全面解除する。
	人距離の確保(部屋の人数制限)、ふれあいの	
	家の立ち寄りスペース及び老人専用和室の	
	利用休止等)をしていた。	
	・チェックリストによる利用者の体調管理を	・チェックリストを廃止する。
	実施していた。	
	・手指消毒液を設置していた。	・在庫がなくなり次第、撤去する。
	・備品用除菌薬剤を設置していた。	・在庫がなくなり次第、撤去する。
	・ふれあいの家の窓口に飛沫対策用ビニール	・ビニールカーテン(アクリル板)を撤去する。

所属名	変更前(5/7まで)	変更後 (5/8 以降)
	カーテン(アクリル板)を設置していた。	
こども	・館内(新座市児童センター、福祉の里児童	・館内(新座市児童センター、福祉の里児童セン
支援課	センター)での食事を不可としていた(水分	ター)での食事を可とする。
	補給のみ可)。	
	・プラネタリウム事業の個人利用において、	・プラネタリウム事業の個人利用は、従前どおり、
	事前予約制を実施していた。	当日受付とする。
	・キャンプ場の宿泊は不可としていた。	・キャンプ場の宿泊は可とする。
長寿はつ	【老人福祉センター】	【老人福祉センター】
らつ課	・利用者は入館時に必ず検温する。	・入館時の検温は実施しない。
	・利用者は入館時及び退館時に受付を実施	・入館時の受付のみ実施
	・食事をする場合は黙食(時間・場所の制限	・黙食の制限を解除(時間・場所の制限なし)
	あり)	
	・お茶サービス・給湯室の利用禁止	・お茶サービス・給湯室の利用再開
	・パーテーション(受付等)の設置	・原則として、パーテーションは撤廃する
	・館内設備の定期的な消毒を実施	・原則として、館内設備の消毒は実施しない
	・カラオケの際には、マイクにカバーを装着	・原則として、マイクカバーの制限を撤廃
	・団体利用の場合は、時間・場所・消毒・換気	・原則として、団体利用についての制限は撤廃す
	等の制限あり。	る。
		※団体・サークル活動における感染対策は、各団
		体・サークルの判断に委ねる。

所属名	変更前 (5/7 まで)	変更後 (5/8 以降)
	・お風呂の利用制限(入浴時間・人数)あり。	・お風呂の利用制限を撤廃する。
	【高齢者いきいき広場】	 【高齢者いきいき広場】
	・ 人 数 制 限 を 設 け て い た 。	・人数制限を解除する。
	一・入館時に検温し、37度以上の熱がある方	│・検温を実施せず、入館時に口頭での体調確認を │
	や不調のある方は入館できないこととして	行う。
	いた。	
	・各部屋に消毒液を設置し、入館時の手指の	・各部屋に消毒液を設置し、個人の判断により使
	アルコール消毒を行うよう徹底していた。	用できることとする。
	・管理人は、午前と午後に1度ずつ、施設全	・施設の消毒は行わない。
	体の消毒を行っていた。	
	・受付や活動時には、パーテーションを使用	・パーテーションは撤去するが、施設内に保管し
	していた。	個人の判断により使用できることとする。
	・グループ活動を行う利用者は、活動前に手	・各部屋に消毒液を設置し、個人の判断により使
	指の消毒、活動後に備品等の消毒、片づけを	用できることとする。
	行っていた。	
	・電気ポット、血圧測定器は使用禁止として	・電気ポット、血圧測定器を使用可能とする。
	いた。	
	・カラオケ等の声を出す活動については、人	・カラオケ等の声を出す活動についての制限を撤

所属名	変更前(5/7まで)	変 更 後 (5 / 8 以 降)
	数制限をさらに半数にするなどの特別ルー	廃する。
	ルを設けていた。	
	・食事については、黙食、パーテーション設	・食事についての制限を撤廃する。
	置などの特別ルールを設けていた。	
生涯学習	・新型コロナ対策として、所管施設窓口にパ	・窓口のパーテーションを撤去する。
スポーツ課	ーテーションを設置していた。	
中央	・施設(部屋)の利用人数を制限していた。	・施設(部屋)の利用人数の制限を解除する。
公民館	・ロビー等の共用スペースに設置するテーブ	・ロビー等の共用スペースに設置するテーブル・
	ル・椅子を間引きしていた。	椅子の間引きを解除する。
	・保育付きの講座で保育サポーターが保育す	・保育付きの講座で保育サポーターが保育する幼
	る幼児の人数を制限していた。	児の人数制限を解除する。
	・保育付きの講座で玩具の貸出しを行わず、	・保育付きの講座での玩具の貸出しの制限を解除
	各自に持参してもらっていた。	する。
	・やかん、湯飲み等の備品の貸出しを中止し	・やかん、湯飲み等の備品の貸出しの制限を解除
	ていた。	する。
	・施設(部屋)利用者のチェックリストによ	・施設(部屋)利用者のチェックリストによる体
	る体調管理を行っていた。	調管理を廃止する。
	・施設(部屋)利用者が利用後に消毒を行っ	・施設(部屋)利用者が利用後に行っていた消毒
	ていた。	を廃止する。
	・実習室での食事を短時間での試食のみとし	・実習室での食事の制限を解除する。

所属名	変更前 (5/7 まで)	変 更 後 (5 / 8 以 降)
	ていた。	
	・事務室窓口に飛沫防止のビニールカーテン	・事務室窓口に設置していた飛沫防止のビニール
	を設置していた。	カーテンを撤去する。
	・事務室内に飛沫防止のパーテーションを設	・事務室内に設置していた飛沫防止のパーテーシ
	置していた。	ョンを撤去する。
	・各関係団体等が作成する業種の種別ごと	・各関係団体等が作成する業種の種別ごと(公民
	(公民館、合唱活動等)の新型コロナウイル	館、合唱活動等)の新型コロナウイルス感染拡大
	ス感染拡大予防ガイドラインに基づき感染	予防ガイドラインに基づき行っていた感染対策を
	対策を行っていた(手洗い又は手指消毒、換	廃止する。
	気、対人距離等)。	
	・施設(部屋)の利用日の変更について、新	・施設(部屋)の利用日の変更について認めてい
	型コロナウイルス感染症による例外を認め	た新型コロナウイルス感染症による例外を廃止す
	ていた。	る。
	・館の入口に手指消毒液とスタンド式非接触	・館の入口に設置している手指消毒液とスタンド
	体温計を設置していた。	式非接触体温計は、手指消毒液の在庫がなくなり
		次第撤去する。
	・栄公民館に設置する冷水器の使用を中止し	・栄公民館に設置する冷水器の使用を開始する。
	ていた。	
中央	・新型コロナ対策として、窓口及び事務室に	・廃止(現在、在庫しているアルコールが無くな
図書館	パーテーションの設置、消毒液の設置、机の	り次第)

所属名	変更前 (5/7 まで)	変更後 (5/8 以降)			
	消毒				
	・閲覧席及び学習室の人数制限を行っていた。	・廃止			
	・冷水器については使用不可としていた。	・水質検査をした上で、使用開始			

B 5類移行後も継続する事項

所属名	変更前 (5/7 まで)	変更後 (5/8 以降)
人事課	・新型コロナ感染防止に伴う時差出勤	・新型コロナ感染防止に伴う時差出勤
	・テレワーク、在宅勤務	・テレワーク、在宅勤務
こども	・新座市児童センターと福祉の里児童センタ	・新座市児童センターと福祉の里児童センターの
支援課	一の2部制(午前と午後の入替制)を実施し	2 部制(午前と午後の入替制)を夏休み期間が終
	ていた。	わるまで継続実施する。
		ただし、開館時間は従前どおりに戻す。
	<移行前>	<移行後>
	〇新座市児童センター:午前9時半~正午	〇新座市児童センター:午前9時~
	と午後1時半~午後5時の入替制	
	○福祉の里児童センター:午前10時~正	○福祉の里児童センター:午前9時半~
	午と午後1時半~午後5時の入替制	
		※新座市児童センター条例第9条において、児童
		センターの利用時間は午前9時から午後5時ま
		で(福祉の里児童センターは午前9時30分から
		午後5時まで)と規定されているが、管理者(市
		長又は指定管理者)が特に必要と認めるときは、
		市長の承認を得た上で、利用時間を変更できるこ
		とが規定されている。

所属名	変更前 (5/7 まで)	変 更 後 (5 / 8 以 降)				
	・館内消毒の実施	・館内消毒の実施				
	<移行前>	<移行後>				
	開館前、午後1時、午後5時に消毒を実施	正午~午後1時半に消毒を実施				
長寿	【老人福祉センター】	【老人福祉センター】				
はつらつ課	・手指消毒液の設置及び館内の定期的な換	・R5.3.31 付厚生労働省事務連絡において、「基本				
	気。	的感染対策として、引き続き有効」と示されてい				
		るため、消毒液は引き続き設置し、一定時間ごと				
		の換気を実施する。				
	【高齢者いきいき広場】	【高齢者いきいき広場】				
	・管理人による施設の換気	・管理人による施設の換気				
	<移行前>	<移行後>				
	30分に1度、5分程度の換気	一定時間ごとの換気				

市独自の新型コロナウイルス地方創生臨時交付金活用事業について

1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(重点交付金)について【別紙1】

- ・ 地方公共団体が、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」が増額・強化された。
- ・ 今回の交付金では、市民、事業者を対象に物価高騰対策を目的とした事業であれば地方自治体が使途を決定できる「推奨事業メニュー分」に併せ、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯を対象として支援する「低所得世帯支援枠」が新設された。

2 本市への交付限度額

【低所得世帯支援枠分】 421.285千円(事務費含む)※概算分

【推奨事業メニュー分】 335,755千円

3 新たな支援策の立案の基本的な考え方【別紙2】

- ・ 令和5年3月30日付け事務連絡により全庁照会を行い、当該回答結果等を踏まえ、検討した。
- ・ 個人や子育て世代を広く支援する事業に加え、物価高騰により特に影響を受けている事業者を支援する 事業を対象とした。

4 その他

対象事業は、第2回市議会定例会の議案として補正予算を計上する予定。

別紙 1

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の増額・強化

(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を増額するとともに、低所得世帯への支援のための「低所得世帯支援枠」を措置。

- 予算額 : 1 兆2,000億円 (うち ①低所得世帯支援枠 5,000億円、②推奨事業メニュー 7,000億円)
 - **新座市交付限度額: ①421, 285千円** ②335, 755千円
- 対象事業:① (低所得世帯支援枠)物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図る事業。
 - ② (推奨事業メニュー) エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業。効果的と考えられる推奨事業メニューを提示。(詳細は、2頁参照)

推奨事業メニュー

(生活者支援)

- ①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う 低所得世帯支援
- ②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う 子育て世帯支援
- ③消費下支え等を通じた生活者支援
- ④省エネ家電等への買い換え促進による生活者 支援

(事業者支援)

- ⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等 に対する物価高騰対策支援
- ⑥農林水産業における物価高騰対策支援
- ⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策 支援
- ⑧地域公共交通や地域観光業等に対する支援

- ○算定方法:①(低所得世帯支援枠)住民税非課税世帯1世帯あたり3万円を基礎として算定(市町村)
 - ②(推奨事業メニュー)人口、物価上昇率、財政力等を基礎として算定(都道府県、市町村)

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金

追加額1兆2,000億円(Ⅰ及びⅡの合計)

I.低所得世帯支援枠(5,000億円)

- 低所得世帯への支援枠を措置。
- 1世帯当たりの予算の目安は3万円。ただし、下記の推奨事業メニュー①や③と組みわせてプレミアム商品券やマイナポイントを配付するなど、 支援の方法(現物・現金)や1世帯当たり単価といった具体的内容は地域の事情に応じて決められる。
- (注)住民税非課税世帯× 3万円及び事務費分を市町村に交付。

Ⅱ. 推奨事業メニュー(7,000億円)

生活者支援

- ① エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援 低所得世帯を対象とした、電力・ガス(LPガスを含む)をはじめエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援 ※ 住民税非課税世帯に対しては上記 I による支援を行う。
- ② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援 物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中 学校等における学校給食費等の支援
- ※ こども食堂に対する負担軽減のための支援やヤングケアラーに対する配 食支援等も可能。
- ③ 消費下支え等を通じた生活者支援

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス使用世帯への給付などの支援

④ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援 家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の 高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

事業者支援

⑤ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高 騰対策支援

医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対するエネルギー・食料品価格の高騰分などの支援(特別高圧で受電する施設への支援を含む)

⑥ 農林水産業における物価高騰対策支援

高騰する配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農業者が構成員となる土地改良区における農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、高騰する化学肥料からの転換に向けて地域内資源を活用する独自の取組などの支援

⑦ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援

特別高圧での受電(ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む)、 LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の 影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの 取組支援のほか、中小企業の賃上げ環境の整備などの支援

⑧ 地域公共交通や地域観光業等に対する支援

地域公共交通事業者や地域観光事業者等(飲食店を含む)のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、アフターコロナに向けた事業再構築を含めた事業継続、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

- ※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があると考えるものについては、実施計画に記載して申請可能。
- ※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用も可能。

新座市物価高騰対策

別紙2

【新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業第11弾】(案)

【推奨事業メニュー】

交付限度額 335,755千円

第11弾案 375,830千円

No.	所管名	交付対 象事業 の名称	実施してい る場合は 「O」を記 入してくだ	事業の概要(①②③④を必ず明記) ①目的・効果(※1) ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等)(※2) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	総事業費 (千円) ※千円未満切上 げ	重点交付金 メニュー
1	市民生活部産業振興課	地域応 援クー ポン事 業		①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市民の購買意欲の喚起及び地元業者の支援として、市内中小企業で使用可能なクーポンを1世帯当たり3,000円分配布する。 ②クーポンの印刷、参加店募集、発送、事業PR、換金、コールセンター対応等の業務委託 ③クーポン換金原資208,845,000円 (内訳)3,000円×78,000世帯×換金率85%×奨励金1.05業務委託計72,000,000円 (内訳)取扱店募集、クーポン印刷、発送、事業PR、換金、コールセンター対応等 ④市民及び市内中小企業	280,845	③消費下支え等を通じた生活者支援

No.	所管名		実施してい る場合は 「O」を記 入してくだ		総事業費 (千円) ※千円未満切上 げ	重点交付金 メニュー
2	市民生活部環境課	集 源 事 へ 料 援 資 収 者 燃 支		①エネルギー価格高騰の影響を受けている集団資源回収事業協力事業者(12者)を支援するため、集団資源回収事業協力事業者への補助金について、資源ごみの回収量に応じて補助金額を増額する。 ②集団資源回収事業協力事業者補助金の増額 ③27,500,000円 【内訳】 年間回収量5,500,000kg×5円/kg=27,500,000円 ④集団資源回収事業協力事業者 12者 【当初予算】年間回収量5,500,000kg×4円/kg=22,000,000円 ※交付金事業対象外とした場合も、上記支援を実施する見込み	27,500	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策 支援
3	総合福 祉部 障がい 者福祉 課	障がい福 祉サービ ス事業所 支援給付 事業		①物価高騰に直面する障がい福祉サービスを提供している事業者に対して事業支援を行う。 ②給付金 ③132事業者×100,000円=13,200,000円 ④居宅介護事業者、就労移行支援、就労継続支援、生活介護、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、生活サポート、移動支援、地域活動支援センター、指定特定相談支援事業者、指定障がい児相談支援事業者	13,200	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場 等に対する物価高騰対策支援

No.	所管名	象事業	る場合は 「〇」を記	①目的・効果(※1) ②交付全を充当する経費内容	総事業費 (千円) ※千円未満切上 げ	重点交付金 メニュー
4	き健康 部	サービ ス事業		①配食を実施するにあたり必要なエネルギー(電力・ガス・食料品等)の価格高騰の影響を受けている配食事業者を支援するため、1事業者あたり20万円を給付する。 ②高齢者配食サービス事業者支援金 ③3事業者×20万円=60万円 ④新座市高齢者配食サービス事業者の市内の社会福祉法人及びNPO法人	600	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場 等に対する物価高騰対策支援
5	いき 銀 保険課			①物価高騰に直面する介護サービスを提供している事業者に対して事業支援を行う。 ②給付金 ③【訪問系】 42事業者×100,000円=4,200,000円 【通所系】 49事業者×100,000円=4,900,000円 【施設系】 52事業者×100,000円=5,200,000円 【その他】 52事業者×100,000円=5,200,000円 【その他】 52事業者×100,000円=5,200,000円 ④【訪問系】訪問介護、訪問看護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの指定事業者 【通所系】通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護 【施設系】介護老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅 【その他】福祉用具貸与、居宅介護支援、介護予防支援	19,500	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場 等に対する物価高騰対策支援

No.	所管名	交付対 象事業 の名称	実施している場合は「〇」を記入してくだった。	事業の概要(①②③④を必ず明記) ①目的・効果(※1) ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等)(※2) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	総事業費 (千円) ※千円未満切上 げ	重点交付金 メニュー
6	音部	給食費 支援金		①物価高騰等による給食費の改定(値上げ)に対する保護者の負担を軽減するため、改定分を5か月間支援する。 ②給食費支援金 ③34,185,000円 ・小学校:8,664人×500円×5か月=21,660,000円 ・中学校:4,175人×600円×5か月=12,525,000円 ④児童及び生徒	34.185	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う 子育て世帯支援

【低所得世帯支援枠分】

交付限度額421,285千円事業費585,000千円

※交付限度額は概算分

(R3住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給世帯数×0.7)

※追加分については12月頃世帯数等調査予定

No.	所管名		実施してい る場合は 「O」を記	事業の概要(①②③④を必ず明記) ①目的・効果(※1) ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等)(※2) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	総事業費 (千円) ※千円未満切上げ
1	祉部 福祉政	住民税非課税 世帯に対する 臨時特別給付 金(仮称)		①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている令和5年度住民税非課税世帯を支援するため、1世帯当たり3万円を給付する。 ②住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金(仮称) ③事業費 5億4,000万円(18,000世帯×3万円) 事務費 4,500万円(システム構築費用、消耗品、印刷製本等) ④令和5年度住民税が非課税者の世帯	585,000

2023年度の追加接種のスケジュールについて

R5.5.8 R5.9

		2022年度	2023年度				
		令和4年秋開始接種		令和5年春開始接種	令和5年秋開始接種		
	65歳以上						
12歳以上	基礎疾患あり	接種対象		接種対象 (約47,000人)	接種対象 (約130,000人)		
12成以上	医療従事者等	女俚刈家					
	上記以外 (健常な65歳未満)			接種対象外			
5~11歳	基礎疾患あり	· 接種対象		接種対象 (約1,000人)	接種対象		
J. 三11/成	上記以外 (健常な小児)			接種対象外	(約2,300人)		

生後6か月~4歳(初回接種)	接種対象(従来型ワクチン)				
初回接種未完了者	接種対象(従来型ワクチン)				

高齢者等の春開始接種について

(方針) これまでの接種のように、接種を希望する者に速やかに接種機会を提供し、できる限り早期の接種完了を目指すのでなく、春夏接種期間において、対象者の接種機会を計画的に分けるものとする。

○接種期間 5月15日(月)~8月27日(日)

〇対象者 65歳以上の高齢者、基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと

医師が認めるもの、医療従事者、高齢者施設、障がい者施設等の従事者

〇対象人数 12歳以上約47,000人、5歳~11歳約1,000人

○接種券発送 3回に分けて、接種券を送付(4/20、5/16、6/13)

〇予約開始 高齢者等 初回5月11日(木)~ 以後、毎週火曜日・木曜日に順次予約開始

前回接種日に応じ、1回当たり2,000~2,700人程度を目安に区分

(参考:令和4年秋開始接種では1回当たり20,000人程度)

〇接種体制 週当たり2,500人程度(個別)×15週 ※枠が不足する場合は集団も実施

※令和5年春開始接種は、予約開始日を細分化し、対象人数に対して予約枠を十分 設けることにより予約を取りやすい環境が整うため、予約支援事業は実施しない。

<u>生後6か月以上4歳以下の者への新型コロナワクチン接種について</u>

令和4年11月から接種を開始してきた標記の件について、令和5年度も引き続き実施する運びとなった。

(1) 対象者 生後6か月以上4歳以下

(2) 接種券発送 接種券は発送せずに申請方式

(3) 接種回数 3回

※有効成分は12歳以上の10分の1

※1回0.2mlを計3回の接種が必要、1回目の

3週間経過後に2回目、さらに8週間経過後に3回

目を接種

(4) ワクチンの種類 ファイザー社製(小児用ワクチン)

(5) 予約開始 4月11日(火)~

(6) 接種実施 4月下旬~ 市内各医療機関

【参考】

新型コロナワクチンの接種状況について(令和4年秋開始接種)

<u>(令和5年4月11日時点)</u>

本市の新型コロナワクチン接種状況(令和5年4月11日時点)は下記のとおり

オミクロン株対応ワクチン

12歳以上(対象者) 接種人数	•		接種率58.	02%
65歳以上(対象者) 接種人数	,	765人 802人	接種率82.	49%
60歳以上(対象者) 接種人数	,	702人 110人	接種率79.	89%

【新座市新型インフルエンザ等対策本部の廃止について】

- (1) 5月8日から新型コロナウイルス(COVID-19)が新型インフルエンザ等特別措置法の対象外となり(緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の発出の対象外)、基本的対処方針及び業種別ガイドラインも同日をもって廃止となる(令和5年2月10日改定の基本的対処方針に明記)。
- (2) 国の新型コロナウイルス感染症対策本部は設置の根拠を失う(特措法第21条第1項)。
- (3) 国の対策本部の廃止されることから都道府県の対策本部も廃止となる(特措法第25条)。
- → 新座市新型インフルエンザ等対策本部を廃止する(特措法第37条において準用する同法第26条)。
- ⇒ 5月8日以降、新型コロナウイルスの感染対策等については、新型インフルエンザ 等対策庁内調整会議において対応します。